特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	健康増進に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長野市は、健康増進に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

長野市長

公表日

令和4年3月1日

[平成30年5月 様式3]

項目一覧

I	基本情報
п	特定個人情報ファイルの概要
(另	添1)特定個人情報ファイル記録項目
Ш	リスク対策
IV	開示請求、問合せ
v	評価実施手続
(

I 基本情報

1 特定個人標報ファイル	た取り扱う事務					
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
②事務の内容	健康増進に関する事務 健康増進法の規定に則り 成人健診情報の管理、案内通知の出力、統計報告資料作成、データ分析処理などを行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①健診受診時の対象者可否の判断に利用 ②情報提供ネットワークシステムへの健診データ提供					
③対象人数	<選択肢> [10万人以上30万人未満] 1)1,000人未満 2)1,000人以上1万人未満 3)1万人以上10万人未満 4)10万人以上30万人未満					
2. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務において使用するシステム					
システム1						
①システムの名称	健康管理システム(住民健診)					
②システムの機能	がん検診などの検診通知の出力 各検診結果の登録(手入力、検診機関提供データのバッチ取り込み) 検診の結果通知の出力 国へ報告する集計表の出力 検診結果の副本登録 など					
③他のシステムとの接続	[O]情報提供ネットワークシステム [O]庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム [O]既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム []その他 ()					
システム2~5						
システム2						
①システムの名称	番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)					
②システムの機能	1. 兜石官理機能 ・既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、番号連携サーバ内の統合宛名DBに反映を行う。 2. 統合宛名番号の付番機能 ・個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。 3. 符号要求機能 ・個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。中間サーバーから返却された処理通番は住基GWへ送信する。 4. 情報提供機能 ・各業務で管理している番号法第19条第8号別表第二の提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う。 5. 情報照会機能 ・中間サーバーへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システルにファイル・転送を行う					
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [O] 庁内連携システム [O] 成存住民基本台帳システム [O] 税務システム [O] をの他 ()					
システム3						
①システムの名称	中間サーバー					
	1. 符号管理機能 ・情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するため に利用する「団体内統合宛名番号」とをひもづけ、その情報を保管・管理する機能。 2. 情報照会機能					

②システムの機能	・1 「和坂供水ツトソーソンスエムとプレく、特定個人情報(連携対象)の情報照云のよい情報提供交限 (照会した情報の受領)を行う機能。 3. 情報提供機能 ・情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報(連携対象) の提供を行う機能。 4. 既存システム接続機能 ・中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 5. 情報提供等記録管理機能 ・特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 ・特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 7. データ送受信機能 ・中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8. セキュリティ管理機能 ・セキュリティ管理機能 ・セキュリティを管理するための機能。 9. 職員認証・権限管理機能 ・中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 10. システム管理機能 ・バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。 10. システム管理機能
③他のシステムとの接続	[O] 情報提供ネットワークシステム [O] 庁内連携システム [O] 庁内連携システム [I] 既存住民基本台帳システム [I] 死名システム等 [I] 税務システム [I] その他 ()
システム6~10	
システム11~15	
システム16~20	

3. 特定個人情報ファイル名					
健康増進ファイル					
4. 個人番号の利用 ※					
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第76項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第54条				
5. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携 ※				
①実施の有無	<選択肢> [実施する]				
②法令上の根拠	番号法第9条第8項、別表第二 第102の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第50条 健康増進法第17条第1項及び第19条の2 健康増進法施行規則第4条の2				
6. 評価実施機関における	担当部署				
①部署	保健所 健康課				
②所属長の役職名	課長				
7. 他の評価実施機関					

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個。	人情報ファイル:	名
健康増進ファ	イル	
2. 基本情報	段	
①ファイルの	種類 ※	<選択肢>
②対象となる	本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる	本人の範囲 ※	健康増進事業(基本健診・がん検診・保健指導など)対象者
7		健康増進事業(基本健診・がん検診・保健指導など)の対象者管理や受診情報の管理を目的としているため、その目的達成に必要な範囲の特定個人情報を保有
4記録される	項目	<選択肢> [10項目以上50項目未満] 1)10項目未満 2)10項目以上50項目未満 3)50項目以上100項目未満 4)100項目以上
主	な記録項目 ※	 ・識別情報 [〇]個人番号 []個人番号対応符号 [〇]その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [〇]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [〇]連絡先(電話番号等) [〇]その他住民票関係情報 *業務関係情報 [○]を療保険関係情報 []地方税関係情報 [○]健康・医療関係情報 [□]国税関係情報 []児童福祉・子育で関係情報 [□]障害者福祉関係情報 [□]生活保護・社会福祉関係情報 [□]介護・高齢者福祉関係情報 [□]雇用・労働関係情報 [□]年金関係情報 [□]学校・教育関係情報 [□]ぞ・教育関係情報 [□]ぞの他 (□)
₹.	の妥当性	【その他識別情報】 ・自治体内で個人を特定するため 【連絡先等情報】 ・通知業務に利用するため 【健康・医療関係情報】 ・検診、健診情報を利用した事務を実施するため
全	ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始 日		平成29年5月1日
⑥事務担当部	部署	保健所 健康課

3. 特定(固人情報の入手・	使用
		[]本人又は本人の代理人
		[〇] 評価実施機関内の他部署 ()
11 = =	×	[O]行政機関·独立行政法人等 (
①入手元 ※		[] 地方公共団体・地方独立行政法人 ()
		[]民間事業者 ()
		[]その他()
		[]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ
②入手方法	法	[]電子メール []専用線 [〇]庁内連携システム
	4	[]情報提供ネットワークシステム
		[] その他 ()
③使用目的	的 ※	健康増進事業(基本健診・がん検診・保健指導など)の対象者管理や受診情報の管理
	使用部署	保健所 健康課
④使用の3	主体 使用者数	<選択肢>
⑤使用方法		対象者管理、受診情報の管理
	情報の突合 内部の宛名番号もしくは氏名・生年月日・性別での突合	
⑥使用開始日		平成29年7月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託				
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1)委託する 2)委託しない		
		(1)件		
委託	事項1	健康管理システムの保守・管理		
①委詞	千内容	システム保守業務		
②委託先における取扱者数		<選択肢>		
③委請	托先名	株式会社 電算		
重	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない		
再委託	⑤再委託の許諾方法			
	⑥再委託事項			
委託	委託事項2~5			
委託	委託事項6~10			
委託	委託事項11~15			
委託	事項16~20			

5. 特定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)
担供・投転の右無	[O] 提供を行っている (1) 件 [] 移転を行っている () 件
│提供・移転の有無 │	[] 行っていない
提供先1	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二 第102の2項
②提供先における用途	健康増進事業の実施に関する事務
③提供する情報	健康増進法による歯周疾患検診、骨粗しょう症検診、肝炎ウイルス検診、がん検診の情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	本市の歯周疾患検診、骨粗しょう症検診、肝炎ウイルス検診、がん検診受診者
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
 ⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[] フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会の都度
提供先2~5	
提供先6~10	
提供先11~15	
提供先16~20	

移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 (
⑦時期·頻度	
移転先2~5	
移転先6~10	
移転先11~15	
移転先16~20	
6. 特定個人情報の保管・	
保管場所 ※	健康管理ンステムサーハ内のハートティスクにて保管。サーハ至には人至甲請後でないと人至できない。 また、バックアップ媒体の保管庫についても申請後、保管庫の鍵を受領し、開錠できる。
7. 備考	

(別添1)特定個人情報ファイル記録項目

個人基本情報	外国人情報	基本健診情報		がん検診など情報	83
1個人番号	1 外国人住民日	1 受診年度	胃がん検診	大腸がん検診	乳がん検診
2 統合宛名番号	2 第30条45規定区分	2 受診日	1 受診年度	1 受診年度	1 受診年度
3 宛名善号	3 在懽資格	3 受診日年齢	2 受診日	2 受診日	2 受診日
4世帯番号	4 在留期間	4 年度末年齢	3 受診日年齢	3 受診日年齢	3 受診日年齢
5 カナ氏名	5 在協力ード等番号	5 医療機関	4 年度末年齢	4 年度末年齢	4 年度末年齢
6 漢字氏名	Send Sharles Into grupe	6 受診番号	5 医療機関	5 医療機関	5 医療機関
7 生年月日	11	7 身長	6 受診番号	6 受診番号	6 受診番号
8 性別	8 6	8 体重	7 総合判定	7 便潜血反応	7. 視触診判定
9 統柄	2 6	9 EMI	8 〇保険者番号	8 総合判定	8 マンモグラフィ判定
10 郵便審号	8 6	10 腹囲	9〇被保険者記号	9 〇保険者番号	9 超音波判定
11 住所		11 血圧(収縮期)	10 〇被保険者番号	10 〇被保険者記号	10 総合判定
12 方書	18 18	12 血圧 (拡張期)	11 〇枝番	11 〇被保険者番号	11 〇保險者番号
13 地区名	8 0	13 血圧分類	12 ②受診医療機関名称	12 〇枝番	12〇被保険者記号
14 小学校区		14 尿蛋白	13 ②受診方法	13 ②受診医療機関名称	13 〇被保険者番号
15 中学校区	35 K	15 尿潜血	14 〇過去の受診歴	14 ②受診方法	14 〇枝番
16 電話番号	8 6	16 尿糖	15 〇間がんに係る症状の有無	15 〇過去の受診歴	15 ②受診医療機関名称
17 Eメールアドレス		17 尿ウロビリ	16 〇雲部エックス線検査判定	16 〇大騰がんに係る症状の有性	₩ 16 ◎受診方法
18 異動事由	8 8	18 採血時間	17 〇曹部エックス線検査所見	17 〇便潜血検査判定	17 〇過去の受診歴
19 異動日	8 8	19 中性脂肪	18 〇曾内视鏡検査判定	18 〇便潜血検査所見	18 ○乳がんに係る症状の有無
20 異動脳出日		20 HDLコレステロール	19 〇曾内视鏡検査所見	19 ◎精密検査対象有無	19 〇マンモグラフィー検査判定
21 住民になった事由	8 6	21 LDLコレステロール	20 ②精密検査の対象有無	20 〇その他所見	20 〇マンモグラフィー検査所見
22 住民になった異動日	3 2	22 GOT	21 〇その他所見	子宮がん検診	21 ②精密検査対象有無
23 住民になった届出日		23 GPT	肺がん検診	1 受診年度	22 ○その他所見
24 住民でなくなった事由		24 7-GIP	1 受診年度	2 受診日	腹部超音波検診
25 住民でなくなった異動日	H 1	25 クレアチニン	2 受診日	3受診日年齢	11受診年度
26 住民でなくなった届出日		26 eGFR	3 受診日年齢	4年度末年齢	2 受診日
27 住定日事由	 	27 尿酸	4年度末年齢	5 医療機関	3 受診日年齢
28 住定日	- 18 - 18 - 18 - 18 - 18 - 18 - 18 - 18	28 血腫値	5 医療機関	6受診署号	4 年度末年齢
29 住定日 届出日	10 10	29 HbA1cfit	6 受診署号	7 ベセスダ区分	5 医療機器
30 住民区分	13 14	30 白血球数	7総合判定	B体部判定	6 受診書号
31 外国人判定	1 K	31 赤血球数	8 喀娜判定	9総合判定	7 総各判定
32 国籍	- 11 Tr	32 ヘモグロビン	9 〇保険者番号	10 〇保険者番号	T WILL TIAL
33 転入前住所	6 8	33 ヘマトクリット	10 〇被保険者記号	11〇被保険者記号	0 0
34 転出後住所	1 B	34 眼底出	11 〇被保險者番号	12 〇被保険者番号	
ST WALLE DE LE TH	 	35 眼底S	12 〇枝番	13 〇枝番	4 6
		36 融底3	13 ②受診医療機関名称	14 ②受診医療機関名称	-
	- 13 K	37 総合判定		15 @受診方法	
-	11 1	38 メタボ判定	14 ②受診方法 15 〇過去の受診歴	16 〇選去の受診歴	9
-	6 //	39 保健指導レベル	16 ○胸部エックス線検査判定		
-4	3 8	39 味噌油停レベル	17 〇腕部エックス線検査所見		
-	18 18		18 〇喀痰検査受診日	19 〇提診所見内容	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
1	111111111111111111111111111111111111111	1	19 〇喀痰検査支配口	20 〇内診所見有無	
4	18 18	- +	20 ②精密接查对象有無	21 〇内診所見内容	9 19
	8 8		21 ○その他所見	22 〇頭部細胞診検査判定	8 8
-			21 OTVIENDE	23 〇頸部細胞診検査所見	
-	18.4			24 ②精密接查对象有無	
	3 8		8 8	25 ○その他所見	전 경 경
	17 17	44	- FI - FI	20 0 00 00 00 00 00	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
- 1	6 /	11	0 0	4 4	0 6
-	9 18	- 1		1 1	9 9
- 8	£ 8		20 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		20 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25
		1		1 1	

	がん検診など情報	精密核	€査情報	
h粗しょう症検診	前立線がん検診	備周疾患検診	胃がん検診	乳がん検診
11受診年度	11受診年度	11受診年度	1 受診年度	1 受診年度
2 受診日	2 受診日	2 受診日	2 受診日	2 受診日
3 受診日年齢	3 受診日年齢	3 〇保険者番号	3 受診日年齢	3 受診日年齢
4 年度末年齢	4 年度末年齢	4 〇被保険者記号	4 年度末年齢	4年度末年齢
5 医療機関	5 医療機関	5 〇被保険者署号	5 医療機関	5 医療機關
6 受診書号	6 受診番号	6 〇枝番	6 受診番号	6 受診事号
7 スティフィネス	7 PSAM	7 ②受診医療機関名称	7 総合判定	7 総合判定
8 ヤングーアダルト	8 総合判定	8 ○受診方法	8 〇精檢受診日	8 ◎轉檢受診日
9 エイジーマッチ	9 エイジーマッチ	9 〇1日での歯をみがく頻		9 ②精検受診日年齢
0 2スコア	10 ZX37		10 ②受診医療機関名称 (精検)	10 ②受診医療機関名称(精制
1 1 7 2 7	11 エスコア	11 ○過去1年間の歯科検験受験者1		肝炎検査
2 総合判定	12 総合判定	112 〇喫煙歴	11受診年度	11受診年度
3 〇保険者番号	肝炎検査	13 〇喫煙を開始した年齢	2 受診日	2 受診日
4 〇被保険者記号	1 受診年度	14 ○喫煙を止めた年齢	3 受診日年齢	3 受診日年齢
5 〇被保険者番号	2 受診日	15 〇1日の平均喫煙本数	4 年度末年齢	4 年度末年齢
6 〇枝番	3 受診旦年齢	16 〇糖尿病罹患の有無	5 医療機関	5 医療機関
7 ②受診医療機関名称	4 年度末年齢	17 〇関節リウマチ罹患の有性		6 受診番号
8 ②受診方法	5 医療機関	18 〇独心症・心筋梗塞・顕梗塞標		7 総合判定
9 〇間診:過去の検査判定	6 受診番号	19 〇内蔵脂肪型肥満の有無		8 ②精検受診日
0 〇間節:過去の精密検査の対象有器	7 B型肝炎判定結果	20 〇妊娠の有無	9 ②精検受診日年齢	9 ②精檢受診日年齢
11 〇間診:現在の体重	8 HCV抗体	21 〇その他全身の状態	10 ②受診医療機関名称 (精検)	10 ②受診医療機関名称(精制
2 〇間診: 現在の身長	9 HCV抗原	22 ②健全備数	大腸がん検診	骨粗しょう症検診
3 〇間診:骨折の既往歴	10 HCV-RNA	23 ②未処置偏数	1 受診年度	1 受診年度
4 〇間診: 過去の骨折の部位		24 ②処置備数	2 受診日	2 受診日
5 ○競動: 大腿骨近位部骨折の変換器	12 C型判定結果	25 〇喪失偷数	3 受診日年齢	3 受診日年齢
6 〇間診:喫煙習慣	13 〇保除者番号	26 ②要補緩偏数	4 年度末年齢	4 年度末年齢
7 〇間診:飲酒量	14 〇被保険者記号	27 ②欠損補緩備数	5 医療機関	5 医療機関
8 〇間診:ステロイド内服	15 〇被保険者署号	28 ②現在偷数	6 受給番号	6 受給養号
9〇間診:関節リウマチ罹患		29 0億肉出血BOP (17, 16)		7総合判定
0 〇間診:その他の既往歴	17 ②受診医療機関名称	30 @歯肉出血BOP (11)	B ②精検受診日	8 ◎精検受診日
1 〇間除:活動量(運動頻度)	18 の受診方法	31 @病内出血BOP (26, 27)		9 ②精接受診日年齢
2 〇間診: 月経の有無	19 CORP. FROM FROM PERSONNEL			10 ②受診医療機関名称 (精彩
3 ○問診:閉経の理由	20 OMB FRAM. FRAMENESSES			11 ②精密検査結果
4 〇間診: 閉経年齢	21 〇間節:広範な折料的処置機の書	## 34 の備肉出血BOP(36、37)	1 受診年度	備周疾患檢診
5 〇間診:その他間診事項		解 35 ◎備肉出血BOP (最大值)		1 受診年度
6 ODXA検査骨量値	23 ○開鮮 - 組織・分換時の多量出血機の	※■ 36 ○歯悪ポケットPD(17.1)		2 受診日
7 ODXA檢查測定節位	24 ○熊原:紅藤・井牧寺の多量出血の原		1 100,717	3 受診日年齢
8 ODXA検査判定	25 ○簡節: 定期的な肝機能物養受験の表	★● 38 の歯磨ポケットPD(26, 2)		4 年度末年齢
9 ODXA検査所見		5 (47、4)		5 医療機関
10 〇エックス線検査骨量値		★報 40 ◎ 歯間ボケットPD (31)		6 受診番号
11 〇エックス線検査測定部位		## 41 の歯周ポケットPD (36.3)		7 総合判定
2 〇エックス線検査判定		序期 42 ○歯周ポケットPD(最大値)	9 ②精検受診日年齢	8 ◎精検受診日
3 〇エックス線検査所見	30 омы сеньо-плаженным	5 ★ 第 43 ◎ 第石の付着	10 ②受診医療機関名称(精検)	9 ②精検受診日年齢
4 O C T 検査骨量値	31 ○開展: ロ型肝炎ウイルス検査の受験	MAR 44 ◎口腔清揚状態	gray protections became non-sections	10 ②受診医療機関名称(精制
5 OCT検査測定部位	32 〇間除: C型肝炎治療癌の有	r無 45 ○箇列咬合所見	- B - B	11 ②精密検査結果
6 O C T検査判定	33 〇間診: C型肝炎治療時	9期 46 ○顎関節所見		12 〇精密検査その他所見
7 OCT檢查所見	34 〇B型肝炎ウイルス検査判		B #	
8 〇超音波検査骨量値	35 〇 C型肝炎ウイルス検査制			8
9 〇起音波検査測定部位	1	49 〇判定		
0 〇 紅音波検査判定	0	169	R 48	(3)
1 〇超音波検査所見		158		
2 の判定	8	18	B R	8

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

健康増進ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

①氏名、生年月日、住所による本人確認を実施している。 リスクに対する措置の内容 ②申込書には必要な情報のみ記載するような様式にしている。

<選択肢> 十分である 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

必要な情報以外を入手することを防止するための措置

- ・事務の遂行に必要な情報以外は入力できないよう、システム的に担保されている。
- ・本人等が記載する申告書等については、法令等に定める記載事項とし、必要な情報以外は入手できないようにしている。
- ・入力内容の点検は、入力を行った者以外のものが確認する。

Γ

・必要な情報以外を入手しないよう職員研修を行う。

3. 特定個人情報の使用

リスクへの対策は十分か

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

個人番号データについて、必要な機能(個人番号からの個人検索)以外ではユーザに利用されないよう リスクに対する措置の内容 なセキュリティ制御を実施している。

1

<選択肢>

2) 十分である

1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている

十分である

リスク	リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク								
ユー	ザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 2)行っていない							
	具体的な管理方法	ロクイン画面にてユーザID/バスワードを人力する。その人力内容にてロクイン可含、利用権限を制御している。 元職員についてはユーザ使用可否の設定を不可にすることでアクセス権を削除可能。							
その	他の措置の内容	①パスワードを定期的に変更している。 ②ログイン情報を記録し、操作者の特定を可能としている。							
リスクへの対策は十分か		【							

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。

- ・スクリーンセーバー等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。
- ・端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。
- ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要となる範囲にとどめる。
- ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。

4. 特	持定個人情報ファイル	の取扱し	ハの委託			[]委託しない			
リスク	リスク: 委託先における不正な使用等のリスク								
	契約書中の特定個人情 イルの取扱いに関する	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない			
	個人情報取扱特記事項 ・個人情報の改ざん、滅失及び損傷の禁止 ・個人情報の高えい禁止 ・再委託の禁止(事前承認した場合を除く。) ・委託業務の目的以外での個人情報の使用禁止 ・個人情報の複写及び複製の禁止 ・事故発生時における報告義務 ・個人情報が掲載された資料等の返還義務又は廃棄義務 ・事業所内からの個人情報の持出しの禁止 ・個人情報を取り扱う従業者の明確化 ・従業者に対する監督及び教育 ・契約内容の遵守状況に係る報告 ・実地調査の実施								
	託先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行: 3) 十分に行っていない	っている 2) 十分に行っている い 4) 再委託していない			
	具体的な方法		報の取扱いについては 個人情報取扱特記事			の委託を禁止し、再委託を受けた者に			
その他	也の措置の内容								
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れてい。 3)課題が残されている。	る 2) 十分である る			
特定值	固人情報ファイルの取扱	いの委託	Eにおけるその他のリス	スク及びその	のリスクに対する措置				
	:定個人情報の提供・移! :: 不正な提供・移転が?			ークシステム	ムを通じた提供を除く。) [0]提供・移転しない			
	固人情報の提供・移転	[1	<選択肢>_				
	一るルール	L		,	1) 定めている 	2) 定めていない 			
	ルールの内容及びルール遵守の確認方法								
その作	也の措置の内容				Z \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \				
リスク	への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい。 3) 課題が残されている	る 2) 十分である る			
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対 する措置									
	直								

6. 情報提供ネットワーク	ンステムとの接続	[]接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)				
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク									
リスクに対する措置の内容	く中間サーバー・ブラットフォームにおい情報照会機能(※1)により、情報提証の発行と照会内容の照会許可用照情報提供ネットワークシステムから情まり、番号法上認められた情報連携ドティリスクに対応している。②中間サーバーの職員認証・権限管アウトを実施した職員、時刻、操作内が切なオンライン連携を抑止する仕組み	提供ネット (合リスト) 報提供許 以外の照言 理機能() 容の記録	ワークシステムに情報照金 ※2)との照合を情報提供 可証を受領してから情報 会を拒否する機能を備えて ※3)では、ログイン時の職 が実施されるため、不適ち	ŧネット 照会を ており、	・ワークシステムに求め、 ・実施することになる。つ 目的外提供やセキュリ 証の他に、ログイン・ログ				
	(※1)情報提供ネットワークシステム 機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第 会・提供可能な特定個人情報をリスト	15号に 化したもの	基づき、事務手続きごとに D。(※3)中間サーバーを	情報照	贸会者、情報提供者、照				
リスクへの対策は十分か	[十分である]	1) 特	択肢> テに力を入れている !題が残されている	2) +	分である				
リスク2: 不正な提供が行われ									
リスクに対する措置の内容	(平间サーハー・ソント・フェアにありる)情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムから入手し、中間ストに基づき情報連携が認められた特定情報提供機能により、情報提供許可証と情報を自動で生成して送付すること。③特に慎重な対応が求められる情報し、特定個人情報の提供を行う際に、個人情報が不正に提供されるリスクに④中間サーバーの職員認証・権限管定を実施した職員、時刻、操作内容の記ンライン連携を抑止する仕組みになっ(※)情報提供ネットワークシステムを機能	共すかのでに送さ、理録がいいて、というでは、これで、これのでは、これのでででいる。これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、	-にも格納して、情報提供 情報の提供の要求である。 システムに情報提供を行ったどり着くための経路情 個人情報が不正に提供さ は自動応答を行わないよっ で改めて確認し、提供を行いる。 は、ログイン時の職員認認 でされるため、不適切な接	機から報れうにす 正続いいる かいまま かいまま しょう の端 しまる 他 オ	こより、照会許可用照合リックを実施している。は、情報提供ネットワーは、情報提供ネットワー を領し、照な内容に対応し スクに対応している。 動応答不可フラグを設定 で、センシティブな特定 に、ログイン・ログアウト まの操作や、不適切なオ				
リスクへの対策は十分か	[十分である]		択肢> テに力を入れている !題が残されている	2) +	分である				
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置									
容の記録が実施されるため、2 ②情報連携においてのみ、情感している。 く中間サーバー・プラットフォー ①中間サーバーと既存システ、 合行政ネットワーク等)を利用	権限管理機能では、ログイン時の職員 下適切な接続端末の操作や、不適切な 報提供用個人識別符号を用いることが	オンラインシステム。 システム。 間は、高り。	ン連携を抑止する仕組み1 上担保されており、不正な まなセキュリティを維持した	こなっ ⁻ 名寄t た行政	ている。 せが行われるリスクに対 専用のネットワーク(総				
確保している。									

- ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理をサンス共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏
- えい等のリスクを可能な限り排除する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク								
①事故発生時手順の策定・ 周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行 3)十分に行っていな	fっている 2) 十分に行っている い			
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし		<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし			
その内容								

	再発防止策の内容					
その作	也の措置の内容					
リスク	への対策は十分か	[十分である]	く選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・入退室管理を行っている部屋にサーバを設置する。
- ・コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。
- ・不正な外部からのアクセスについてはファイアウォールで遮断する。
- ・保存期間を経過したデータベースに格納された特定個人情報については、システムの処理にて消去する。
- ・磁気ディスクの廃棄時は、要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉砕等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。
- ・紙帳票については、要領・手順書等に基づき、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。廃棄時には、要領・手順書等に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残す。

8. 監	8. 監査							
実施の有無		[〇] 自己点検	[〇]内部監査	[]外部監査				
9. 彼	É業者に対する教育・R							
従業者に対する教育・啓発		[十分に行っている	<選択肢> 1)特に力を <i>)</i> 3)十分に行っ	.れて行っている 2) 十分に行っている っていない				
	する。 ・違反行為を行った者には、指		掌を行い、違反行為の内	ラーニング等を通じ継続的に教育・啓発を実施 容によっては、懲戒処分の対象となる。 「る研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締				
10.	その他のリスク対策							

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・	1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求						
①請求先	総務部 庶務課 情報管理室 380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地						
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。						
③法令による特別の手続	去令による特別の手続						
④個人情報ファイル簿への 不記載等							
2. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ						
①連絡先	保健所 健康課 380-0928 長野市若里6丁目6番1号 電話番号 026-226-9962						
②対応方法	問い合わせを受け付けた際は、対応内容について記録を残す。						

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価							
①実施日	令和4年3月1日						
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)						
2. 国民・住民等からの意	見の聴取 【任意】						
①方法							
②実施日・期間							
③主な意見の内容							
3. 第三者点検 【任意】							
①実施日							
②方法							
③結果							

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月7日	I 基礎情報 6. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	課長 中澤和彦	課長	事前	
平成31年2月7日	Ⅳリスク対策	(追加)	(追加)	事前	
	I 基礎情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の内容	健康増進法の規定に則り成人健診情報の管理、案内通知の出力、統計報告資料作成、データ分析処理などを行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①健診受診時の対象者可否の判断に利用	健康増進法の規定に則り成人健診情報の管理、案内通知の出力、統計報告資料作成、データ分析処理などを行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①健診受診時の対象者可否の判断に利用②情報提供ネットワークシステムへの健診データ提供	事前	
令和4年3月1日	I 基礎情報 2. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務において使用する システム ②システムの機能	がん検診などの検診通知の出力 各検診結果の登録(手入力、検診機関提供 データのバッチ取り込み) 検診の結果通知の出力 国へ報告する集計表の出力	がん検診などの検診通知の出力 各検診結果の登録(手入力、検診機関提供 データのバッチ取り込み) 検診の結果通知の出力 国へ報告する集計表の出力 検診結果の副本登録	事前	
令和4年3月1日	I 基礎情報 2. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務において使用する システム ③他のシステムと の接続	[] 情報提供ネットワークシステム	[〇] 情報提供ネットワークシステム	事前	
サ和4十3万1日	I 基礎情報 2. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務において使用する システム システム2	(追加)	(追加)	事前	
令和4年3月1日	I 基礎情報 2. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務において使用する システム システム3	(追加)	(追加)	事前	
令和4年3月1日	Ⅰ 基礎情報5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	[実施しない]	[実施する]	事前	

令和4年3月1日	I 基礎情報 5. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令 上の根拠	(追加)	番号法第19条第8号、別表第二 第102の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定 める命令第50条 健康増進法第17条第1項及び第19条の2 健康増進法施行規則第4条の2	事前	
令和4年3月1日	5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。)	[行っていない]	[提供を行っている](1件)	事前	
	□ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 提供先1	(追加)	(追加)	事前	
令和4年3月1日	(別添1)ファイル記録項目		歯周疾患検診、各がん検診精密検査項目追加	事前	
	田リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(追加)	(追加)	事前	
	Ⅲリスク対策 3. 特定個人情報の使用 特 定個人情報の使用におけるそ の他のリスク及びそのリスクに 対する措置	(追加)	(追加)	事前	
令和4年3月1日	皿リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による 特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 具体的な方法	(追加)	(追加)	事前	
	Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークシス テムとの接続	(追加)	(追加)	事前	
令和4年3月1日		保健所 健康課 380-0928 長野市若里6丁目6番1号 電話 番号 026-226-9960	保健所 健康課 380-0928 長野市若里6丁目6番1号 電話 番号 026-226-9962	事前	